

令和5年度6月補正（先議分）予算の概要

令和5年度鯖江市一般会計補正予算（第1号）

予算の規模

一般会計の6月補正（先議分）予算の規模は

1億9,550万円

この結果、一般会計の予算現計は

284億7,550万円

（単位：千円・％）

区分	令和5年度			令和4年度との比較		
	補正前予算	補正額	予算現計	6月補正 (再追加)後予算	増減	伸び率
一般会計	28,280,000	195,500	28,475,500	27,701,600	773,900	2.8

議案提出日 令和5年5月17日（水）

予算案の概要

【物価高騰対策関連】

- | | |
|----------------------|-----------|
| 1 物価高騰対策家計支援給付金給付事業 | 125,000千円 |
| 2 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 | 70,500千円 |

※速やかに支給するために先議を求めるもの

1 物価高騰対策家計支援給付金給付事業

125,000 千円
(社会福祉課)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への支援を行い、負担感の軽減を図るもの

(財源：電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金(以下「重点交付金」という。)を充当予定)
市単独事業として、家計急変世帯も対象にする。

【対象者】

<低所得世帯>

3,800世帯 (国の重点交付金10/10を充当予定)

令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

<家計急変世帯>

50世帯 (市単独事業)

予期せず令和5年1月以降の家計が急変している、令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同じ水準の収入の世帯

【給付額】

1世帯につき3万円

【支給方法と支給時期】

7月上旬に確認書送付、7月末までには支給を開始する予定

【経費の内訳】

・給付金	3,850世帯(見込)	115,500千円
・事務費		9,500千円
合 計		125,000千円

2 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（国 10/10） 70,500 千円 （子育て支援課）

食費等の物価高騰に直面し影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うもの
（財源：低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 10/10）

【対象者】

<低所得のひとり親世帯>

552世帯 850人分

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている者（申請不要） [457世帯 707人分]
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない者
※児童扶養手当に係る支給制限額を下回る者に限る。 [25世帯 43人分]
- ③ 令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計急変後1年間の収入見込額が児童扶養手当受給者と同じ水準の者 [70世帯 100人分]

<その他低所得の子育て世帯>

265世帯 490人分

- ④ 令和4年度中に実施した「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」の支給対象者であった者（申請不要） [235世帯 440人分]
- ⑤ 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満。令和5年4月以降令和6年2月末までに生まれる新生児も対象。）を養育する父母等であって、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当の収入である者 [30世帯 50人分]

【給付額】

児童1人につき5万円

【支給方法と支給時期】

- ①④については申請不要、5月下旬に支給予定
- ②③⑤については要申請、議決後（5月中旬）に関係書類発出予定、随時支給

【経費の内訳】

・給付金	817世帯1,340人分（見込）	67,000千円
・事務費		3,500千円
合計		70,500千円